

## 令和6年度「さが子育てエール便」ギフトボックスの提案募集に係る条件書

## 1 募集件名

令和6年度「さが子育てエール便」ギフトボックスの提案募集

## 2 目的

赤ちゃんが生まれた全ての世帯に、佐賀の子育てのしやすさや充実した子育て支援施策を知ってもらい、佐賀での子育て満足度の向上につなげることを目的に、「子育てし大県“さが”」の情報冊子や親子の愛着形成に欠かせない体感型情報発信ツールである佐賀らしいギフト商品（以下、「佐賀らしいギフト商品」という。）を詰め込んだ令和6年度「さが子育てエール便」事業を実施する。

本業務は、令和6年度「さが子育てエール便」事業で実施するギフトボックスの提案を募り、優れた提案を決定するために実施するものである。

## 3 提案に係る要件

## (1) パッケージ構成

- ①ギフトボックス（今回提案品。印刷デザインのみ県が提供）
- ②内包品
  - (ア) 子育てしたい県“さが” 情報冊子1部（別途 県が提供）
  - (イ) 意思表示チャーム「ツナガルン」1点（別途 県が提供）
  - (ウ) “佐賀らしいギフト”商品「触」「食」「遊」各1点（別途 県が提供）
  - (エ) (ウ)を紹介する冊子1部（別途 県が提供）
  - (オ) アンケート用紙等（別途 県が提供）

## (2) 「さが子育てエール便」事業ギフトボックスの提案

ギフトボックスは、3(1)②に記載した“佐賀らしいギフト”商品「触」「食」「遊」や県から提供する子育てし大県“さが”情報冊子、意思表示チャーム「ツナガルン」等を梱包するためのものであることから、耐久性が求められる。加えて、同封された子育てし大県“さが”情報冊子はこどもの成長に応じた子育て支援策を紹介していることから、情報冊子とともに長く保管しておきたくなるようなギフトボックスであることが求められる。

## 【ギフトボックス提案に係る条件】

- ① ギフトボックスの形状は、蓋部分と本体部分が分かれているものであること。
- ② ギフトボックスの大きさは、たて21.0cm×よこ14.8cm以上、たて25.7cm×よこ18.2cm以下とし、3(1)②内包品が過不足なく梱包できる大きさを提案すること。なお、ギフトボックスの高さは3(1)②内包品の大きさに応じて調節すること。  
なお、「さが子育てエール便」は、市町を通じて対象者へ配布され、市町によっては対象家庭を訪問(持参)して配布することもあることから、ギフトボックスが配布者の負担とならないよう、大きさ・重量を考慮して提案すること。
- ③ ギフトボックスは、“佐賀らしいギフト”商品の中身を考慮し、通常の輸送の衝撃に耐えることができる耐久性を有していること。

(参考)

“佐賀らしいギフト”商品について

a) 親子のスキンシップや肌の触れ合いを促すギフト(「触」のギフト)

加唐島産ツバキの万能オイル

(外装サイズ感の目安:9.0cm×2.7cm×2.7cm程度)

b) 離乳食期から活用可能な、食に関するギフト(「食」のギフト)

有田焼の離乳食スプーン

(外装サイズ感の目安:14.7cm×21.0cm×2.5cm)

c) 赤ちゃんの五感を刺激し、健やかな成長をサポートするギフト(「遊」のギフト)

カササギの親子ラトル

(外装サイズ感の目安:10.0cm×9.5cm×2.0cm)

※それぞれのギフトは、開庁日に限り、佐賀県こども未来課で現物を確認することができる。

※ギフトの外装の大きさは多少変更となる可能性がある。

④ ギフトボックスは、外側全面にカラー印刷を施す。内側には印刷は行わない。

なお、印刷デザインについては、県から別途 ai データで提供する。

⑤ 常温管理が可能であること。

⑥ 1ギフトボックスあたりの製作・県から提供する物品(子育てし大県“さが”情報冊子、“佐賀らしいギフト”商品、意思表示チャーム「ツナガルン」等)の梱包・納品に係る価格が500円(消費税及び地方消費税を含まない額)以下であること。

### (3) ギフトボックスの納品

①納品数は5,500個程度とする。

ただし、県内の出生数の動向に応じて多少の増減が発生する。この場合の増減数量がそれぞれ500個までは、当初の納品価格と同一とする。

②県から別に支給する3(1)②に提示した内包品を、本提案で製作するギフトボックスに封入した状態で納品すること。

なお、初回の内包品の提供は6月上旬(6月10日頃)を予定しており、その後、遅くとも納品月の前月末までに内包品を支給する。

③納品は、県が別に指定する時期に県が指定する数量を(3)④に記載する場所へ納品すること。

なお、初回納品は6月末を予定し、初回に限り1,000個~2,000個程度の納品を想定。

その後、7月~翌年3月の月末までに毎月県が指定した個数を納品する。

④納品先は、県が指定する場所(県が別に指定する市町庁舎や倉庫等)に行く。

なお、納品時はそれぞれの市町職員立会いの下、納品数量等の確認を行うこと。

## 4 留意事項

(1) 本事業の実施に係る関係機関との調整が必要な場合(申請・届出等含む)については、受託者によりこれを行う。

(2) 納入に当たり、第三者(佐賀県及び受託者以外の者)が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うものとする。

- (3) 納入者が制作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、佐賀県に帰属するものとする。  
ただし、納入者が単に使用する場合には、佐賀県と協議するものとする。
- (4) 代金は、納品完了後、月末締めで翌月末までに支払う。
- (5) その他、本条件書にない事項については、その都度、県と協議を行い決定する。